

現場
癸富士山レンジャー
REPORT

第3回

車馬等乗り入れ規制について

富士箱根伊豆国立公園の中には、自然公園法により「車馬等乗り入れ規制」という規制がかけられているエリアがあります。一般には聞きなれない用語ですが、富士山の自然を守るために重要な役割を果たしている規制といえます。今回は、規制の詳細と現場での遵守状況について解説しましょう。

① 車馬等乗り入れ規制とは？

1980年代の末期ごろから全国的にレクリエーション目的で自然公園内の草原や森林に四輪駆動車やバイクなどの動力付の車両（オフロード車）が乗入れるようになりました。これらの利用は、植生の損傷や騒音の発生、他の利用者とのトラブルなどを引き起こしたことから、平成2年に自然公園法が改正され、車馬等乗り入れ規制制度が導入されました。

この制度は、国立公園内に車馬等の乗り入れを規制する区域を設けるものです。具体的に「車馬等」とは、自動車、バイク、自転車（マウンテンバイク）、スノーモービル、牛馬等を対象としています。注意したいのは、人力の車両（自転車、リヤカー）も対象となることです。規制の対象となる区域は、森林や原野、湿原等ですが、例外として、規制区域内であっても道路や田畑であれば乗り入れ可能です。

② 富士北麓における車馬等乗り入れ規制

富士北麓の国立公園内においては、富士スバルライン沿い

のおよそ標高 1500mから上の区域、青木ヶ原樹海の大部分、吉田口登山道、精進口登山道が対象地域です。これらの区域は植生が豊富であり、静かな環境を徒歩で楽しむエリアと考えられます。入り

口には、規制を示す看板（写真参照）が設置されているので、掲示に注意しましょう。また、ゲートが設置され乗り入れできない林道なども多くあります。これらの道路についても乗り入れが禁止されていますので注意しましょう。

さらに、平成18年3月22日より富士五湖の一つである本栖湖の湖面全域にこの規制が適用されました。水上の場合は、動力付きの釣り船やジェットボートなどが規制対象となり、レジャー目的での動力船使用は原則禁止となっています。ただし、学術研究や地元住民の日常生活のための動力船の使用には、許可が必要です。

③ 遵守状況について

近年、大がかりなオフロード車両の進入は、進入防止柵の設置や啓発活動の成果によって減少傾向です。しかし、富士山の登山道や樹海の一部地域では依然として車両の乗り入れがあります。特に、マウンテンバイクなど人力の車両への指導事例が多くあります。今後はこうした利用者への啓発と効果的な普及方法が課題といえそうです。

こうした課題については、国と自治体、警察等で構成する「山梨県車両等乗り入れ防止対策連絡会議」（事務局：富士・東部林務環境事務所、電話 0554-45-7812）で今後もパトロール活動などを通じて取り組んでいく予定です。



規制標識

こんなものをみつけたよ
月見草？

「富士には月見草がよく似合う」一度は聞いた事のある言葉ではないでしょうか。太宰治が御坂峠にある天下茶屋に滞在中に書いた『富嶽百景』の一節です。月見草と聞くと、写真の黄金色の花を思い浮かべる人が多いのではないのでしょうか。でも、この植物は月見草ではないのです。大待宵草（オオマツヨイグサ）という植物です。太宰治は『富嶽百景』の中で黄金色の月見草（大待宵草と思われる）と表現しています。しかしながら、実際に月見草という名前の別の植物があります。本当の月見草は黄金色の花ではなく、白い花を咲かせます。月見草は生命力が弱いので富士山周辺にはほとんど見る事ができません。大待宵草も月見草もマツヨイグサ属という、同じ仲間の植物なのです。マツヨイグサ属の植物は月が昇るころに花を咲かせ、朝日が昇る頃に花を閉じる特徴を持っています。このことから大待宵草（宵を待つ）や月見草という名前が付けられたようです。